

# なりすまし投稿による 誹謗中傷等への対策

「なりすまし」とは、他人の名前や顔写真を使ったSNSのアカウントを作成し、あたかも本人であると誤認させる行為のことをいいます。トラブルの実例としては、クラスメイトの名前や顔写真を勝手に使ったSNSのアカウントを作成し、そこで他のクラスメイトの悪口や不適切な投稿を行うというものがあります。



## 「なりすまし」への対応

### ポイント① 犯人探しをしない

「なりすまし」への対応でもっともしてはいけないことは、インターネット上で犯人探しをすることです。この行為により関係のない子が巻き込まれたりするなどの二次被害に繋がることがありますので、子どもたちには犯人探しをしないように指導しましょう。

SNSは  
やってないのに



### ポイント② 削除依頼をする

#### 《Twitter（ツイッター）の場合》

子どもたちの利用も多いSNSのひとつであるTwitter（ツイッター）は、規約の中で明確に「なりすまし」を禁止しています。

■「なりすまし」に関するポリシー：<https://support.twitter.com/articles/253551#>

もし、Twitterで「なりすまし」の被害があった場合は、上記のポリシーに基づき、「なりすまし」を報告することでアカウント削除等の対応を検討してもらうことができます。

#### 《Twitter以外の場合》

まずはそのサイトの規約を確認し、「なりすまし」が規約違反に該当していれば、そのサイトが定める報告方法に沿って削除依頼を行うこととなります。規約違反に該当しない場合は問い合わせ窓口などから運営者に状況を伝え、なんらかの対応が可能か質問してみましょう。

## 指導の要点

冗談や悪意がないものでも「なりすまし」投稿による誹謗中傷は、名誉毀損に問われることがあります。本人はちょっとした悪ふざけのつもりでも、結果的に「なりすまし」をしたことで大きな代償を払うことになりかねませんので、「なりすまし」は絶対にやってはいけない行為だということを子どもたちに徹底して指導する必要があります。なお、子どもたちの中には、自分だとバレないだろうと「なりすまし」をしてしまう子がいるかもしれませんが、アクセス記録から誰が「なりすまし」をしたかを特定することができます。匿名のように見えて、実は匿名ではないということはインターネットの特性のひとつであり、様々なトラブルにも繋がることなので、「なりすまし」の行為や被害について子どもたちに指導する際に、併せて注意するようにしましょう。